

「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」
「中教審答申案の中間まとめ」における全国都市教育長協議会の意見

○はじめに

全国都市教育長協議会においては、コロナ禍のなかで、組織としての意見をまとめるということはできませんでしたが、会員教育長から寄せられた意見等をご報告します。

第 I 部 総論

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

(3) 変化する社会の中で我が国の学校教育が直面している課題について..... 5

- 児童生徒の自殺防止は、学校だけで完結することではなく、我が国において成人による自殺者も多いことを踏まえ、その報道の仕方等も含め、社会全体で強く推進していくという視点が必要である。

(4) 新たな動きについて..... 11

- 学校教育が直面している課題を解決していくためには、教師の長時間勤務を解消し負担軽減を図ることである。
- 教師を目指そうとする志願者の減少に危機感を抱き、意欲ある志願者までが背を向けてしまわないよう、教員の勤務実態や給与の現状、社会的地位についても再考すべき瀬戸際にきていると考える。
- 新たな教育改革によって様々な教育計画の作成が義務付けられ、人事評価など教育制度も大きく変わり、それらへの対応によって学校現場はこれまで以上に疲弊している。児童・生徒に向き合う時間も当然のことながら少なくなっている。
- 教育の質を向上させるには、教職員の確保、人材の確保が必要で、そのためには、今、教職員の処遇改善が求められている。特に地方では、教員希望者の激減、代替講師が見つからない現状がある。
- 「新学習指導要領の全面実施」や「GIGAスクール構想」といった新たな動きを推進していくためにも「学校における働き方改革」を実現させていかなければならない。これまでも「子供のためであれば」と頑張る教師の献身的な努力によって日本型学校教育が維持されるとともに、多くの教育改革が進められてきた。今後、教職員に求められる新たなICTのスキルや、教師力、人間力の向上を図るための様々な研修等についても、教職員の使命感や善意に頼るのではなく「働き方改革」とのバランスをとりながら実施されなければならないと考える。

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

(1) 子供の学びについて..... 14

- 多様な意見を発表しお互いにその意見を認め合える児童生徒（集団）を育てることは、最終の目指すこども像であり、とても重要である。

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性について

- 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた方向性には賛同できるが、それに伴う財政支援がなければ、実現は難しいのではないかと。
- 高等学校教育の中では触れられているが、全体をカバーするものとしてSDGs等、課題解決に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な体制の構築が必要である。

(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現するについて..... 20

- 今後、キャリア発達を促す教育がますます重要になっていくことが予想される。地域の実態に即した学校、また、特色を生かした学校の構築を目指しながら、10年、20年、30年先の教育ビジョンを描きつつマネジメント力を発揮していく必要がある。
- 令和5年4月から休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材の確保等を踏まえると、部活動の在り方にも触れるべきではないかと。

(3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現するについて..... 21

- 教師を支援するツールとしてICT環境の整備をするためには、教員養成大学においてICT課程を作り、資格免許制度を導入する人作りと定数配当表に位置づけるなどから始め、ICT分掌教員には手当を別途支給する給与表の改訂を行うなど、今までとは違った国の強い姿勢を示すべきと思われる。

第Ⅱ部 各論

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(1) 基本的な考え方について..... 30

- 「基本的な考え方」の中に、現下のコロナ禍で各方面から指摘されている、一学級当たり30人以下などの、少人数による学級編成の実現を明記してほしい。

(2) 教育課程の在り方について..... 31

- 常に同じ学級や学年で同じように学ぶという発想に過度にとらわれすぎない、履修主義と修得主義を適切に組み合わせ、各長所を取り入れる教育課程の在り方等を学校現場で積極的に研究するとともに、専門機関等における研究者の育成が重要であると思う。

(3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について..... 35

- 小学校の教科担任制については、課題は多いが、子どもたちの成長過程において必要なものとなったと思われる。どの教科を教科担任制とするのか、臨時免許の扱いなど、9年間の発達段階を踏まえて決めていくことが大切である。その時、加配教員が必要で教科担任制のポイントになると思われる。
- 給与の優遇は、教員採用試験・採用基準のあり方にも相通ずる。現場での人材育成の重要性は理解できるが、適正な資質を有した優秀な人材を先ず確保しなければならない。地域社会や家庭の教育力の低

下の中で、学校に対する依存傾向が増大し、その中でいろいろな行政側からの施策の数々、学校の管理責任を問われる中、管理職のなり手が少なくなっていくことが心配である。

- 小中両免許取得等について、小中学校の人事交流による教諭の経験は貴重であるが、それ以上に大学において両免許を取得するための基礎学習がとても大切である。県によっては、教員採用試験において、両免許取得者についての優遇措置を講じて質の高い教員確保に役立っているが、免許取得のための教育課程の見直しが必要である。

(4) 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策について…………… 37

- コロナ禍で、休業が続きましたが、不登校の生徒とネットでつながることができ、子どもとのかかわりを改善できたことがあった。不登校生徒とリモート授業の関係は、GIGAスクール構想の新たな可能性を示す契機になった。
- 1人1台端末の整備が実現され、自宅からでも授業が受けられるオンライン授業の環境やAIドリルの導入による個別最適化学習の環境が整えられる自治体も今後増えてくるとされる。このような多様な学びの機会が確保されるという点から、不登校児童生徒への支援として、出席等に関する明確な基準が設けられるとともに、学校復帰へ向けたよりよい支援体制が整えられることを願いたい。
- 現在、不登校の原因として「みんなで、同じ内容を、同じ方法で学習する」ことに抵抗を示す、学び方への不適応に起因する不登校が増加していることを感じる。学び方への不適応に対応するために、「校内フリースクール」を立ち上げ、一人一人の学びを構築し、不登校の解消を実現している自治体（広島県）がある。「校内フリースクール」の実践も、調査研究の一つとして明記してはどうか。

3. 新時代に対応した高等学校教育の在り方について

(2) 高校生の学習意欲を喚起し、能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化について…………… 40

- 明確なスクールポリシーに基づいたスクールミッションの再定義
各高等学校が掲げる教育目標や校訓は、学校の存在意義や目指すべき学校像を具体的に示しているとは言いがたいという指摘もある。そのため、生徒の意向や保護者・地域社会の期待に加えて地域の特色等を活かした具体的なスクールアイデンティティを明確に示していくことが重要と考える。
- 「個別最適化された学び」の実現
現在の高校では、コアカリキュラム化が図られ、柔軟な科目選択制が導入されているほか、習熟度別クラス編成や少人数クラス編成等が実施され、生徒の興味・関心、学力差に対応した指導がなされているが、現行の教室での一斉授業形式では、依然として生徒個々に対応しているとは言いがたい。こうした状況をドラスティックに変える可能性があるのが一人一台のデバイスによる授業である。一人一台のデバイスについては、現場の教員の中にも、教室において皆でインターネットに接続するというような理解でいる者も少なくない。しかしながら、既に民間の教育機関では、一人ひとりの進度に対応した教材開発や高等学校の学習における微細な分野に到るまで確実に網羅する驚くべき数の動画が供給されている。また、授業中はもちろん、放課後や休日さえも教師と生徒が課題を通して双方向でやり取りができるソフトが導入され、現実には大きな力となっている。今後は教科書のデジタル教材化への対応を含め、ICTへの対応が現場の指導力に大きく影響すると思われる。
- 高校部活動の地域委託・社会体育化の実現

高校部活動にはこれまでの地域社会における役割や生徒の成長、活躍を見守る保護者らの期待等によって醸成されてきた濃密な文化的背景があることを踏まえると、社会体育化は簡単な問題ではない。また、硬式野球やサッカー等国民的な関心を集める競技等においては、生徒獲得や競技環境等で決して平等とは言えない状況が指摘されている。そのような状況の改善も望みたい。

○ 学校と連携し、協働する教育資源としてのコンソーシアムの構築

教育委員会、地域社会や高等教育機関、地元産業界等の教育資源で構築する「地域コンソーシアム」との連携を教育活動の礎に据え、これを明示することで特色ある教育活動を実践することは必要である。「地域に開かれた学校」を目指す動きは従前からあるものの、学校の活動を地域社会に広報するにとどまることが多い。地元密着の小学校・中学校と異なり、学校の進路実績や校外でのボランティア活動などを学教評議員会で報告しているだけでは、「地域の学校」という意識は生まれない。

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

(2) 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化について..... 47

- 障害をもつ児童生徒の割合が年々増加傾向にある中、特別支援学級編制基準の「8人1学級」が厳しい数字である。複数学年複式での授業を担任一人で受け持つという現状もあり、日々の授業、個別対応、保護者との連携等に疲弊している。基準の緩和により児童生徒へのきめ細かな対応が可能になる。
- 障害のある児童生徒に対してのICTの利用はとても有効である。ある県では、年間1回程度、特別支援学校の子供が居住地の小中学校を訪問しているが、ICTの利用により、つながりを定期的に結ぶことが容易にでき可能性はさらに広がると思われる。

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

(2) 児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営について..... 65

- 小中学校の適正規模・適正配置等に取り組む学校設置者である市町村に対し都道府県教育委員会より支援等を受けられる旨を追記いただきたい。文部科学省が平成30年度に実施した「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」【3-(1)市区町村の学校規模適正化の取組への支援】において、全都道府県の回答は、11%が「積極的に支援」、79%が「要請があれば支援」、11%が「特にしてない」という結果であった。適正規模・適正配置は全国的な少子超高齢社会の進行に伴い、避けては通れない課題である。都道府県においては、その域内における学校教育充実のために責任をもつ立場であることから、設置者たる市町村に対し、例えば「教員配置」や「学級編成」等において積極的な各市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言が期待されていると考える。
- 一つの町に、小中学校が一つずつ存在している自治体が多くある。小中一貫教育の新しい形式として、自治体を超えて、学校を組織していくことが必要であると思う。※組合立学校の復活